

相続税・贈与税・事業承継税制 改正のポイント

4
全4回
シリーズ

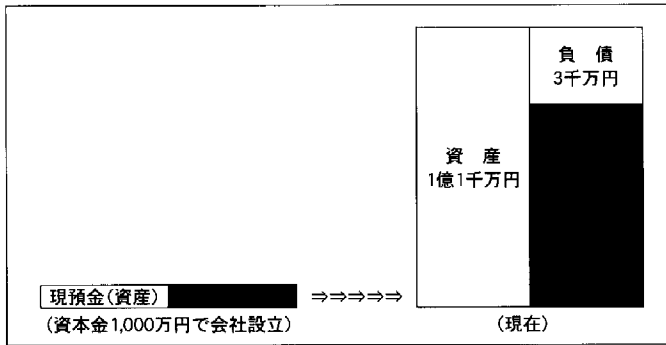
事業承継税制とは

この制度は、中小企業の非上場株式会社等（いわゆる自社株）が世代間で承継される際に大きな税負担を伴うことがないよう、相続税や贈与税の納税猶予を図って、中小企業の事業存続をバックアップしようというものです。

しかしながら、適用実績は「国税庁統計年報書（平成24年）」によると相続税の納税猶予制度は81件、贈与税の納税猶予制度は72件と当初の想定件数ほどには、利用が進んでいません。主要国と比較して適用の要件が厳しく、使い勝手が悪いという意見が多いようです。そこで、平成25年度税制改正では、制度を使いやすくするため適用要件の緩和等見直しが行われました。

何が問題なのか？

例えば、図のように当初



1,000万円で設立した会社、長年利益の内部留保を重ねた結果、現在8,000万円の純資産となっているとします。

いくつかの評価方式が用意されているものの、基本的に上場会社のように流通性があるわけでもない自社株の評価は高くなります。この例では

倍率の関係で当初の8倍の額にしてありますが、実務においては何十倍になっているケースも珍しくはありません。

流通性のない高く評価された社長保有の株式が、後継者等への相続(贈与)において相続(贈与)財産に取り込まれるため、相続(贈与)税額が非常に高くなり、納税に苦慮することになります。最悪の場合、事業の存続さえも危ぶまれることになります。

改正内容

こうした問題に、対処しやすいうように次のように改正されました。

1. 事前確認制度の廃止
平成25年3月までは、制度利用前に経済産業大臣の「事前確認」を受ける必要がありました。平成25年4月からは「事前確認」を受けていなくても制度利用が可能になりました。(事後認定は必要)
2. 後継者の親族要件
現在は、後継者は現経営者の親族に限定されますが、平成27年1月からは、この要件が廃止され、親族以外のものが後継者となる場合でも適用対象とされることになりました。

3. 先代経営者の退任要件
現在は、先代経営者が役員を退任することが贈与税の納税猶予の要件となっていますが、平成27年1月からは代表取締役を退任すれば、贈与後も有給の役員であっても差し支えないことになりました。

4. 雇用確保の要件
現在は、納税猶予の適用を受けた場合には、雇用の8割以上を「5年間毎年」維持することが必要ですが、平成27年1月からは雇用の8割以上を「5年間平均」で確保すれば良いことになりました。

その他、多くの改正がありますが、紙面の関係上省略します。

注意点

緩和されたとはいえ、いろいろな手続・要件がありますので注意してください。例えば、担保提供(納税が猶予される相続・贈与税額及び利子税の額に見合う担保を税務署に提供する必要があります。)、申告期限後5年以内は、平均して雇用の8割を維持しなければなりません。また、継続

届出書を申告期限後5年間は毎年、5年経過後は3年ごとに所轄税務署へ提出する必要があります。こうした要件を満たさなくなったり、手続を怠ったりした場合、納税が猶予されている相続税の全部又は一部と利子税を納付しなければなりませんので注意が必要です。

上記の他にもいろいろな手続・要件がありますので、検討する際は専門家にご相談ください。

今回で、このシリーズは終了です。4回にわたりお付き合いいただき、ありがとうございます。

著者
プロファイル



ユキヒデ 英 須田 幸

出身 新潟県小千谷市
資格 新渡戸小千谷市
税務士 中小企業診断士
事務所名 須田幸英税理士事務所
〒959-2012
阿賀野市天神堂352番地2
TEL 0250-63-9782
URL <http://sudazerisi.com/>